

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福島県報

## 目次

### 告示

- 鳥獣保護区の存続期間を更新する件二件 五二
- 特定猟具使用禁止区域を指定する件二件 五三
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件 五五
- 大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件 五七
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 五七
- 公金の徴収の事務を委託した件 五七
- 道路の区域を変更する件 五七
- 争議行為を行う旨通知があった件 五八
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 五八

## 告示

### 福島県告示第五百七十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新し、及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針を定め、令和六年十一月一日から施行するので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年十一月一日

一 名称及び区域

名	称
区	域
福島県知事 内堀雅雄	

浄土松鳥獣保護区	別紙区域図のとおり（郡山市）
東堂山鳥獣保護区	別紙区域図のとおり（田村郡小野町）
鳥峠鳥獣保護区	別紙区域図のとおり（西白河郡泉崎村）
猪苗代鳥獣保護区	別紙区域図のとおり（耶麻郡猪苗代町、会津若松市、郡山市）
福米沢鳥獣保護区	別紙区域図のとおり（南会津郡南会津町）
原町鳥獣保護区	別紙区域図のとおり（南相馬市）

### 二 存続期間

令和六年十一月一日から令和二十六年十月三十一日まで

### 三 当該鳥獣保護区の保護に関する指針

#### 1 浄土松鳥獣保護区

- (一) 鳥獣保護区の指定区分
  - 森林鳥獣生息地の保護区
- (二) 鳥獣保護区の指定目的
 

当該区域は、福島県郡山自然の家や浄土松公園が存在し、その中心部にはアカマツの天然林が広がり、ノスリ、クロツグミ、ノウサギ等多様な鳥獣の生息も多いため、鳥獣の保護を図るものとする。
- (三) 管理方針
 

鳥獣の繁殖及び生息環境の維持・増進を図るため、狩猟及び森林の伐採を制限し、環境の維持に努める。

#### 2 東堂山鳥獣保護区

- (一) 鳥獣保護区の指定区分
  - 森林鳥獣生息地の保護区
- (二) 鳥獣保護区の指定目的
 

県立自然公園の東堂山が中心に位置しかつ保安林の指定も受けているため、野生鳥獣の生息環境として適している。そのため、鳥獣保護区として指定（更新）し、野生鳥獣の繁殖及び生息環境の維持・増進を図る。
- (三) 管理方針
 

定期的な巡視を実施するなどにより、生息環境の保持を図り、野生鳥獣の安定的な生息に影響を及ぼすことのないよう留意する。

#### 3 鳥峠鳥獣保護区

- (一) 鳥獣保護区の指定区分
  - 森林鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的  
 当該地域は、鳥峠緑地環境保全地域に指定された丘陵など低山地帯が大部分を占めており、ふくしまレッドリスト準絶滅危惧種に指定されていたクロツグミなど、丘陵に生息する獣類などが多数生息している地区となつてゐる。また、この地区は小鳥の森としても設定されているため、鳥獣保護区域に指定することにより鳥獣の保護を積極的に図る。

(三) 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

4 猪苗代鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は猪苗代湖が大多数を占めており、その周辺にナラ、クスギなどの広葉樹林や、スギ、マツなどの針葉樹林が点在している。猪苗代湖の北部一帯は「猪苗代湖のハクチョウ及びその渡来地」として国の天然記念物に指定されており、冬季にはハクチョウ類の一大生息地となることから、鳥獣の保護を図るものとする。

(三) 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

5 福米沢鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該地域はコナラ、クリ、スギ、アカマツ等林相の変化に富む地域であり、ヤマドリ、シジュウカラ、ニホンカモシカ、ツキノワグマなど多様な鳥獣が生息していることから鳥獣の保護を図り、当該地には小学校が隣接していることから、児童への鳥獣保護思想の普及啓発の場として活用を図る。

(三) 管理方針

静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、豊かな自然環境を将来に引き継いでいくため、自然とのふれあいや教育・学習の場として活用を図る。

6 原町鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、自然環境保全地域に指定されており、アカガシ、モミ、クスギな

どの天然林が広がっている。また、当該区域には、クロツグミ、オオルリ、ホオジロ、ノウサギ等多くの鳥獣が生息していることから、鳥獣の保護を図るものとする。

(三) 管理方針

定期的な巡視などにより、鳥獣の生息状況を確認し、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定的な生息が図られるよう、適切な管理を実施する。

(「別紙区域図」は省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課(南会津地方振興局にあつては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局にあつては県民部県民生活課)に備え置いて縦覧に供する。)

(自然保護課)

福島県告示第五百七十七号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第七項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新し、令和六年十一月一日から施行するので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年十一月一日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 名称及び区域

名 称	区 域
本宮鳥獣保護区	別紙区域図のとおり(本宮市)
妙見山鳥獣保護区	別紙区域図のとおり(郡山市、須賀川市)
羽鳥鳥獣保護区	別紙区域図のとおり(岩瀬郡天栄村)
蓋沼鳥獣保護区	別紙区域図のとおり(大沼郡会津美里町)
山上鳥獣保護区	別紙区域図のとおり(相馬市)
川前鳥獣保護区	別紙区域図のとおり(いわき市)
四倉鳥獣保護区	別紙区域図のとおり(いわき市)
湯ノ岳鳥獣保護区	別紙区域図のとおり(いわき市)

二 存続期間

令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで

三 当該鳥獣保護区の保護に関する指針

1 本宮鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、花山公園、みずいろ公園など緑豊かな市民の憩いの場が存在し、多くの野鳥が生息している。また、区域内を流れる阿武隈川には、冬になると多くの渡り鳥が飛来し、市民が野鳥に親しむ憩いの場となることから、鳥獣の保護を図るものとする。

(三) 管理方針

定期的な巡視などにより鳥獣の生息状況を確認し、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定的な生息を図られるよう適切な管理を実施する。

2 妙見山鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、ブナ等の天然広葉樹やスギ等の巨木、笹原川沿いは溪畔林等森林環境の多様性が高い。また、オオタカやツキノワグマなどの森林性鳥獣に加え、溪畔林に生息する鳥獣も多くみられるため、鳥獣の保護を図るものとする。

(三) 管理方針

定期的な巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また鳥獣の繁殖及び生息環境の維持・増進を図るため、狩猟及び森林の伐採を制限し、環境の維持に努める。

3 羽鳥鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は大川羽鳥県立自然公園内に位置し、そのほとんどもを国有林が占めており、コナラやミズナラ等の天然広葉樹やアカマツ、カラマツなどの植樹林であり、ノウサギ、ツキノワグマなどの森林性鳥獣の生息が確認されている。また当該区域には羽鳥湖や湿地帯があり、鳥獣の生息環境の多様性に富んでいる地域であるため鳥獣の保護を図るものとする。

(三) 管理方針

鳥獣の安定的な生息に影響を及ぼすことの無いよう留意し、自然と触れ合う場

としての活用を図る。

4 蓋沼鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

(二) 鳥獣保護区の指定目的

蓋沼鳥獣保護区は、会津美里町北部に位置し、蓋沼を中心として旧新鶴村にもまたがっている。コナラ、クヌギ、スギなど林相の変化に富む地域であり、リス、ノウサギをはじめ多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

(三) 管理方針

定期的な巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

5 山上鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該鳥獣保護区は、相馬市の西部に位置し、周辺には山林が広がっており、キジやヤマドリなどの鳥類、リスやタヌキ等の獣類も多様に生息しているなど、自然環境の重要な構成要素である野生鳥獣の生息地として重要な区域である。このため、当該区域に生息する鳥獣の保護を図り、生物多様性の確保に資するよう、鳥獣保護区に指定する。

(三) 管理方針

定期的な巡視を実施するなどにより静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

6 川前鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

(二) 鳥獣保護区の指定目的

川前鳥獣保護区は、いわき市北西部の小川町と川前町に位置し、「夏井川溪谷県立自然公園」に隣接して豊かな森林に恵まれた環境であり、野生鳥獣の生息に適している。また、当該区域には希少鳥獣であるクマタカの生息が確認されている。クマタカは、レッドデータブックで絶滅危惧種に指定されており、保護繁殖の必要性は依然として高い。

(三) 管理方針

定期的な巡視を実施するなど、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を与えないよう留意する。また、「夏井川溪谷県立自然公園」と隣接していることから、自然とのふれあいの場として活用を図る。

7 四倉鳥獣保護区

- (一) 鳥獣保護区の指定区分  
森林鳥獣生息地の保護区
  - (二) 鳥獣保護区の指定目的  
四倉鳥獣保護区は、いわき市北東部の四倉町と久之浜町に位置し、区域内には「いわき海浜自然の家」があり、青少年の鳥獣保護思想の普及啓発において重要な区域である。また、当該区域は豊かな森林に恵まれた自然環境であり、多くの希少な野生鳥獣が生息している。
  - (三) 管理方針  
定期的に巡視を実施するなど、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を与えないよう留意する。また、「いわき海浜自然の家」を自然とのふれあいの場や環境教育の場として活用を図る。
- 8 湯ノ岳鳥獣保護区

- (一) 鳥獣保護区の指定区分  
森林鳥獣生息地の保護区
  - (二) 鳥獣保護区の指定目的  
湯ノ岳鳥獣保護区は、いわき市中央部の常磐地区に位置し、豊かな自然環境に恵まれ、多様な野生鳥獣が生息している。そのため、野生鳥獣の保護繁殖に適している。
  - (三) 管理方針  
定期的に巡視を実施するなど、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を与えないよう留意する。また、観光客も訪れることから、自然とのふれあいの場として活用を図る。
- (「別紙区域図」は省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課(南会津地方振興局)にあつては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局)にあつては県民部県民生活課)に備え置いて縦覧に供する。)

(自然保護課)

**福島県告示第五百七十八号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和六年十一月一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 使用を禁止する特定猟具の種類  
銃器
- 二 名称及び区域

名 称	区 域

大作山特定猟具使用禁止区域  
別紙区域図のとおり(福島市)

- 三 存続期間  
令和六年十一月一日から令和十一年十月三十一日まで
- (「別紙区域図」は省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課(南会津地方振興局)にあつては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局)にあつては県民部県民生活課)に備え置いて縦覧に供する。)

(自然保護課)

**福島県告示第五百七十九号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和六年十一月一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 使用を禁止する特定猟具の種類  
銃器
- 二 名称及び区域

名 称	区 域	域
保原特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり(伊達市)	
智恵子の杜公園特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり(二本松市)	
渋川地区特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり(二本松市)	
柳橋特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり(郡山市)	
栃山神特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり(郡山市)	
二瀬特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり(郡山市)	

田母神特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（郡山市）
浜尾特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（須賀川市）
高野池特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（岩瀬郡鏡石町）
里白石特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（石川郡浅川町）
山白石特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（石川郡浅川町）
大荷場特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（田村市）
樋ノ口特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（田村市）
関本特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（田村市）
大平特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（西白河郡西郷村）
午房沢特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（白河市）
塩川特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（喜多方市）
清水平特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（耶麻郡磐梯町）
猪苗代スキー場特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（耶麻郡猪苗代町）

磐梯荘特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（耶麻郡猪苗代町）
新沼特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（相馬市）
大野特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（相馬市）
山上特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（相馬市）
高田島特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（双葉郡川内村）
早渡特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（双葉郡川内村）
大川原頭森特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（双葉郡大熊町）
武井地区特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（相馬郡新地町）
小名浜金成特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（いわき市）
小名浜野田特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（いわき市）
小名浜勿来特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（いわき市）

三 存続期間

令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで

（「別紙区域図」は省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課（南会津地方振興局）にあっては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局にあっては県民部県民生活課）に備え置いて縦覧に供す

る。

(自然保護課)

福島県告示第五百八十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和六年十一月一日から令和七年三月一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年十一月一日

福島県知事 内堀 雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

M O L T I 福島県郡山市駅前二丁目十一番一号

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(小売業を行う者の入店 一件、小売業を行う者の退店 三件、小売業を行う者の名称及び代表者の氏名の変更 一件、小売業を行う者の代表者の氏名の変更 二件)

三 届出年月日

令和六年十月二十一日

四 届出をした者

郡山駅西口再開発株式会社

(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百八十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。)第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和六年十一月一日から同年十二月一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び三春町産業課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年十一月一日

福島県知事 内堀 雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

三春の里田園生活館・アウトドアアクティビティ拠点施設 福島県田村郡三春町大字西方字石畑四百八十七番一ほか

二 法第八条第一項の規定により三春町から聴取した意見の概要

意見なし。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百八十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和六年十一月一日から同年十二月一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び須賀川市経済環境部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年十一月一日

福島県知事 内堀 雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)薬王堂須賀川木之崎店 福島県須賀川市木之崎字寺前七十一番四ほか

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百八十三号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和六年政令第十二号)以下「改正政令」という。)附則第二条第一項によりなお従前の例によることとされる改正政令第一条による改正前の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八十八条第一項の規定により、公金の徴収の事務を次のとおり委託した。

令和六年十一月一日

福島県知事 内堀 雅雄

一 委託した事務の範囲及び内容

沿岸漁業改善資金助成法(昭和五十四年法律第二十五号)第三条第一項及び第二項の貸付けに係る債権についての保全及び取立てに関する事務

二 受託者の名称及び所在地

1 名称 福島県信用漁業協同組合連合会

所在地 福島県いわき市中央台飯野四丁目三番地の一

2 名称 相馬双葉漁業協同組合

所在地 福島県相馬市尾浜字追川百九十六番地

三 収納の事務を委託する期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

(水産課)

福島県告示第五百八十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい

て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で令和六年十一月一日から二週間一般の縦覧に供する。  
 令和六年十一月一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道須賀川矢吹線	岩瀬郡鏡石町成田字新町八八番二地先から同郡同町成田字東三五五番地先まで	変更前 A 一一・五〇 四九・〇	A 一一・五〇 四九・〇	四〇六・一
		変更後 B 一五・〇〇 五六・〇		四〇六・一 四五〇・〇

(道路計画課)

公 告

公告第二百三三号

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定により、福島県医療労働組合連合会執行委員長高橋勝行から賃金と雇用の確保、医師、看護師、介護職員など夜勤交替制労働者の勤務環境の改善等の要求に関して次のとおり争議行為を行う旨、令和六年十月二十二日付けて通知があった。  
 令和六年十一月一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 日時 令和六年十一月七日から問題解決までの期間
- 二 場所 大原綜合病院、清水病院、大原医療センター、医療生協わたり病院、生協いの診療所、医療生協ふれあいクリニックさくらみず、訪問看護さくらみずステーションサテライトほほえみ、訪問看護やまなみステーション、訪問看護さくらみずステーション、医療生協わたり介護支援事業所、やまなみ介護支援事業所、ヘルパーステーションひだまり、老人デイサービスセンターひだまり、桑野協立病院、桑野訪問看護ステーション、医療生協郡山東介護保険センター、小名浜生協病院、小名浜生協病院付属せいきょうクリニック、小名浜生協病院訪問看護ステーションかもめ、小名浜生協病院訪問ヘルパーステーション、医療生協デイサービスセンター岡小名、小名浜生協病院通所リハビリテーション、医療生協在宅福祉センター、医療生協会津若松診療

所、医療生協きたかた診療所、訪問看護なないろステーション、訪問看護きたかたステーション、白河厚生総合病院、白河厚生総合病院付属高等看護学院、JA福島厚生連農村健診センター、塙厚生病院、塙厚生病院併設介護老人保健施設久慈の郷、鹿島厚生病院、鹿島厚生病院併設老人保健施設厚寿苑、高田厚生病院、坂下厚生総合病院、坂下厚生総合病院併設老人保健施設なごみ、JA福島厚生連本所、竹田綜合病院、竹田訪問看護ステーション、竹田地域包括支援センター、竹田指定居宅介護支援事業所、竹田綜合病院通所リハビリテーションTRY、竹田ほほえみデイサービスセンター、竹田綜合病院附属芦ノ牧温泉病院、介護老人保健施設エミネンス芦ノ牧及び山鹿クリニック  
 三 概要 ストライキを含む争議行為を随時行う。  
 (雇用労政課)

公告第二百四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。  
 令和六年十一月一日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区 井上用水堰土地改良区	退任した役員 氏名	住所	就任した役員 氏名	住所
	理事 蛭田 和夫	いわき市山田町法田八〇番地	理事 蛭田 和夫	いわき市山田町法田八〇番地
	同 澤田 廣平	同 市山田町滑沢一番地	同 澤田 廣平	同 市山田町滑沢一番地
	同 芳賀 茂	同 市沼部町金山一八番地	同 芳賀 茂	同 市沼部町金山一八番地
	同 瀬谷 進一	同 市山田町林崎一三八番地	同 瀬谷 進一	同 市山田町林崎一三八番地
	同 蛭田 賢一郎	同 市山田町梅平四二番地	同 蛭田 賢一郎	同 市山田町梅平四二番地
	同 永山 忠昭	同 市川部町松ノ下一三番地の一	同 永山 忠昭	同 市川部町松ノ下一三番地の一
	同 北郷 泰	同 市山田町大津一二番地	同 北郷 泰	同 市山田町大津一二番地
	同 油座 純生	同 市山田町上野一三五番地	同 油座 純生	同 市山田町上野一三五番地
	同 蛭田 結城	同 市山田町井上二七番地の五	同 蛭田 結城	同 市山田町井上二七番地の五
	同 氏名	同 市川部町富沢一三番地	同 氏名	同 市川部町富沢一三番地
	役員 氏名	同 市山田町法田八〇番地	役員 氏名	同 市山田町法田八〇番地
	同 蛭田 和夫	同 市山田町滑沢一番地	同 蛭田 和夫	同 市山田町滑沢一番地
	同 澤田 廣平	同 市山田町梅平四二番地	同 澤田 廣平	同 市山田町梅平四二番地
	同 瀬谷 進一	同 市山田町林崎一三八番地	同 瀬谷 進一	同 市山田町林崎一三八番地
	同 蛭田 忠昭	同 市川部町松ノ下一三番地の一	同 蛭田 忠昭	同 市川部町松ノ下一三番地の一
	同 永山 一	同 市山田町大津一二番地	同 永山 一	同 市山田町大津一二番地

同 同 監 同  
事

榎 本 油 芳  
田 郷 座 賀

耕 芳 純  
平 則 生

同 同 同 同

市 市 市 市  
沼 山 山 沼  
部 田 田 部  
町 町 町 町  
鹿 上 井 鳴  
野 野 上 沢  
二 九 二 四  
八 九 七 三  
番 番 番 番  
地 地 地 地  
の  
五

(農村計画課)